

# 公益社団法人岐阜県都市整備協会

## 平成25年度 事業計画

公益法人として会員のための以下の事業を推進し、県土の均衡ある発展に寄与します。

- 1 定期総会及び理事会の開催
  - (1) 事業計画・予算及び運営に関する事項を決定し報告を行います。
  - (2) 都市計画事業に精励し協会運営に功績のあった会員及び役職員を表彰します。
- 2 都市計画事業に関する情報の収集および提供
  - (1) 岐阜県及び市町との情報交換を図り、都市計画事業に関する情報共有に努めます。
  - (2) 保留地購入に関するアンケートを実施するなど土地区画整理事業の実態を調査し、情報の収集・解析を行います。
  - (3) 土地区画整理組合のホームページの作成や民間放送による広告・宣伝など、保留地処分のPRに努めます。
  - (4) GISシステムを活用した都市計画事業の情報収集・提供を行います。
  - (5) 都市計画事業に関する情報をデジタル化し、情報が閲覧できる仕組みを構築します。
  - (6) 「協会だより」「パンフレット」などを発行し、情報の共有に努めます。
- 3 都市計画事業に関する研修及び講習会の開催
  - (1) 都市計画事業に関する知識及び技術の向上のため、研修会・講習会の開催やまちづくり研修への参加支援を行います。
  - (2) 都市計画事業の推進を図るため、先進地におけるまちづくりの事例等の視察研修会を開催します。
  - (3) まちづくり情報をデジタル化し、研修及び講習会への活用に努めます。
- 4 都市計画事業の普及および啓発
  - (1) 都市計画区域における未整備地区の課題や将来のまちづくり像の明確化を図り、普及・啓発の方針を策定します。
  - (2) 関係市町と連携した説明会や個人説明会等を開催するなど、円滑かつ迅速な住民合意形成に努めます。
  - (3) まちづくり経験者の知識や過去のまちづくりの経験を活かし、県民のまちづくり意識の高揚やまちづくりリーダー育成に努めます。
  - (4) まちづくり協議会及び準備委員会等の規則策定や設立及び運営に携わり、まちづくり事業の啓発に寄与します。
  - (5) まちづくりアドバイザー制度を活用し、まちづくりに関する相談や講演等の依頼に応えることで、事業の普及啓発を推進します。
- 5 都市計画事業に関する調査、研究及び受託事業
  - (1) まちづくりの現状把握や問題整理を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための調査・研究を行います。
  - (2) 地区の特性を踏まえたまちづくりを推進するため、沿道整備街路事業や地籍整備型土地区画整理事業など、新たな事業を推進します。
  - (3) 事業推進困難地区について、円滑な事業を推進するための調査、研究を行います。
  - (4) 都市計画事業に関する計画、設計、施工運営監理等について受託事業を行います。
  - (5) 設計・積算・施工運営監理・組合事務運営など会員の発注者支援を行います。